

令和4年第4回久万高原町議会臨時会

令和4年8月3日

○議事日程

令和4年8月3日午前9時31分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 報告第14号 損害賠償に係る和解及び損害賠償額の専決処分の報告
について
- 日程第5 報告第15号 工事変更請負契約の締結に関する専決処分の報告につ
いて
- 日程第6 議案第52号 令和4年度久万高原町一般会計補正予算（専決第3
号）の専決処分について
- 日程第7 議案第53号 令和4年度久万高原町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議案第54号 動産の取得について
- 日程第9 議案第55号 動産の取得について
- 日程第10 議案第56号 工事請負契約の締結について
- 日程第11 議案第57号 工事請負契約の締結について
- 日程第12 報告第16号 公益社団法人久万高原農業公社の経営状況報告書につ
いて
- 日程第13 報告第17号 株式会社いぶきの経営状況報告書について
- 日程第14 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

○出席議員（13名）

- | | | | |
|----|------|----|------|
| 1番 | 阪本雅彦 | 2番 | 玉井春鬼 |
| 3番 | 光田優 | 4番 | 瀧野志 |
| 5番 | 田村昭子 | 6番 | 熊代祐己 |

7番 高橋 誠
9番 岡部 史夫
11番 大野 良子
13番 高橋 末廣

8番 森 博
10番 大原 貴明
12番 西山 清一

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

町 長	河野 忠康	副 町 長	佐藤 理昭
教 育 長	小野 敏信	総 務 課 長	木下 勝也
住 民 課 長	沖中 敬史	保 健 福 祉 課 長	西森 建次
環 境 整 備 課 長	辻本 元一	ふ る さ と 創 生 課 長	西村 哲也
建 設 課 長	猪上 浩明	林 業 戦 略 課 長	小野 哲也
ま ち づ くり 営 業 課	高木 勉	農 業 戦 略 課 長	菅 和幸
会 計 管 理 者	釣井 好春	病 院 事 業 等 統 括 事 務 長	渡部 定明
教 育 委 員 会 事 務 局 長	中川 茂俊	消 防 本 部 消 防 長	大野 秋義
代 表 監 査 委 員	菅 洋志		

○議会事務局

事 務 局 長 篠崎 慶太

事務局

(朝 礼)

議 長

開会にあたり一言ご挨拶を申し上げます。

暑い中ですが、全議員、ご出席をいただきました。

今日の愛媛新聞のトップ記事がコロナ感染者数、愛媛県が2200人を超える、最高の数に達したというようなことを報じられておりました。またテレビ等では今日は、暑さが大変厳しいんだというようなことも報道されております。いろんなコロナの事やら、温暖化の事やら、いろいろと自然環境も厳しいところではございます。

そういう中ではございますが、私たちは、議会として住民の健康、生命を守るべく、しっかりとした活動を進めて参りたいと思います。

皆様方のご協力をお願いいたします。

議 長

本日の出席委員は13名です。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第4回久万高原町議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

(午前9時31分)

本日の議事日程はお手元に配付の通りです。

議 長

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は会議規則第126条の規定により、10番大原貴明議員、11番大野良子議員を指名いたします。

議 長

日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日間にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

従って、会期は本日1日間に決定しました。

ここで町長の召集の挨拶を求めます。

(河野町長を指名)

町長 皆さん改めまして、おはようございます。

今日はお忙しい中、臨時議会お願いいたしましたところ、全員の皆様方のご出席をいただきまして、大変にありがとうございます。

ご案内のように、灼熱の毎日でございます。特に高齢者の方が熱中症にならないか、非常に心配でございまして、しっかりと注意喚起を促して参りたいと思いますし、また、ただいま議長さんからお話がございましたように、今日も1800というような情報が入っているところでございます。大変数字を聞くたびに、驚いていたのですが、何かしら1800といっても、少し慣れてきたような感じがどうしてもしてしまうわけで、本当にこれ、大変なところに来ているんだなど、そういうふうに冷静になれば、考えなければいけません。今できること、しっかりと町内放送を通じてお願いをいたしておりますけれども、なおなお、基本的なところを、これから大勢の皆様方また帰省もあるでしょう。移動もあるわけでございますから、お願いをいたしたいというふうに思っているところでございます。

そんな中でございますけど、本日はたちまちに議案提出をさせていただきまして、お認めをいただければならないところ、今日は上程をいたしておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げたいというふうに思っております。

今申し上げましたように、体調管理に気をつけながらも、一方で社会生活、それから経済活動が怠らないように、しっかりと踏ん張って参りたいと思いますので、今後とものご協力をよろしくお願い申し上げ、開会にあたってのご挨拶に代えさせていただきたいと思っております。

本日どうぞよろしくお願いいたします。

ありがとうございます。

議長 日程第3「諸般の報告」を行います。

地方自治法第121条第1項の規定により、町長以下、関係者の出席を求めました。

また、7月21日に、議員派遣を予定しておりました県議長会主催の研修会は、新型コロナウイルスの蔓延により中止となりました。

以上報告いたします。

これで諸般の報告を終わります。

議長 日程第4、報告第14号「損害賠償に係る和解及び損害賠償額の専決処分の報告について」を議題といたします。

提出者の報告を求めます。

(木下総務課長を指名)

議長 提出者の報告が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

以上で、報告第14号「損害賠償に係る和解及び損害賠償額の専決処分の報告について」を終わります。

議長 日程第5、報告第15号「工事変更請負契約の締結に関する専決処分の報告について」を議題とします。

提出者の報告を求めます。

(猪上建設課長を指名)

議長 提出者の報告が終わりました。

これより質疑を行います。
質疑される方ございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
以上で報告第15号「工事変更請負契約の締結に関する専決処分の報告について」を終わります。

議長 日程第6、議案第52号「令和4年度久万高原町一般会計補正予算（専決第3号）の専決処分について」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

(木下総務課長を指名)

議長 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方ございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
議案第52号は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
従って議案第52号「令和4年度久万高原町一般会計補正予算（専決第3

号)の専決処分について」は、原案のとおり承認することに決定しました。

議長 日程第7、議案第53号「令和4年度久万高原町一般会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(木下総務課長を指名)

議長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方ございませんか。

(瀧野志議員を指名)

瀧野議員 この議案について何の意見もございませんが、関連で、コロナウイルスのことについてお聞きをしたいと思います。

世界が、国が、経済対策のために、いつ、その他の規制を外して、人事交流によって経済が上向くことを目的に、今、世界でBA.5、本当に感染力の強いコロナが蔓延しておるといふふうに思います。そういった中で、やはり密であったり、ワクチン接種であったり、そういったことについてはしっかりと、考え方を持ってですね、行政として対応していくべきだと私は思います。一番困るのは、高齢者、それも持病持っといでる方だといふふうに思います。

ですが、今の世の中の流れは、若い人は感染しても重症化しないと、簡単な考え方の中で、今、蔓延しとる大きな原因がそこにあるように私は思います。

町として、実際に持病を持った高齢者もたくさんおいでます。

このことに対して、私は、一番はワクチン接種が一番かなといふふうに思いますが、このワクチン接種について、町としてはどのような考え方で対応されているのか。

それと、役場職員であったり、以前からかなり厳しい中でも、役場の総務課で、クラスターが起きたり、病院でおきたり、現在聞いてみますと、小学校で

あつたり中学校であつたり、そういったところからクラスターが起きております。それぞれの学校関係の対策、町としての対策、それから最終的なワクチン接種に対する考え方、このことについてお聞きをしたいと思います。

議 長 (木下総務課長を指名)

木下課長 瀧野議員の質疑にお答えいたします。

ご案内の通り、町長冒頭で挨拶も申し上げましたけれども、かなりの状況で県内の感染状況も進んでおるといふこと、ところで、非常に危惧をいたしておるところでございます。職員の感染予防につきましては、日頃から専門の掲示板を設けまして、いろんな感染予防についての徹底ですとか、或いは県の状況ですとか、感染の状況とか、お知らせもさせていただいて、その中で、移らない、それから広げない努力をするようにということで、お願いをしておるところでございます。ただ世の中の流れが、感染とともに、住民の生活、或いは社会生活を営んでいくというところで、ウィズコロナというところもかなりできておりますけれども、その中にあつても、うつらない、うつさないというところの努力を今後も職員に徹底するように努めて参りたいというふうに思います。

以上でございます。

議 長 (瀧野志議員を指名)

瀧野議員 総務課長さんはそういうふうに答弁されますが、事實は役場の職員さん、関連の事業所、そこらあたりから出とるように思うんですが。一番は、できたらですね、役場関係から1人も出ない対策、これが一番だと思いますが、聞きますと、率先して感染者が出とる。これはちょっと、答弁されたようなことになってないような気がするんですが、もう少ししっかりとこの件について、やるべきじゃないんですか。

議 長 (木下総務課長を指名)

木下課長

瀧野議員の質疑にお答えいたします。

瀧野議員も言われる通り、職員の中からも、非常に感染者出ておりまして、大変申し訳ないというふうに思っているところでございます。なお、感染者につきましては、それぞれ濃厚接触者の状況等を確認しながら、自宅待機等も率先して行っております。また感染の内容を見てみますと、どうしても町外に出た時、またいろんな接触があった際に感染ということも見られますので、その辺は、また再度、十分に責任を持って徹底をさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議 長

(瀧野志議員を指名)

瀧野議員

今言われたようにですね、やっぱり松山あたり夜市に参加されて、それで感染されたような方もいるんだと思うんです。ほやけどこれは、やっぱり具体的に、町民の皆さん全体ですよ、役場の職員さんというだけじゃなしに、やっぱり学校が役場、あらゆる組織に対して、感染拡大しないような対策、これが具体的に、指図ができてないような私は気がするんですね。その点について、結果論で、今しゃべっておりますが、その辺はもうちょっと事前にしっかりと取り組むべきじゃないんですかね。

このことについては、今報告いただいたんでわかりました。

ですが、学校関係についてお聞きをしたいと思います。

議 長

(小野教育長を指名)

教 育 長

学校関係のコロナ対策でございますけども、基本的な予防対策の徹底が何よりかなと。もう一度見直しながら、また学校のそれぞれの対策を講じてもらっているところです。

一方では、体育の授業など、マスクを着用しての授業が難しいところもございますので、マスクを外しても大丈夫だろうというところは、極力マスクを外すようにという指導が文科省からもあるわけですが、そこら辺のさじ加減、

難しいさじ加減を現場では、努力をしてもらっていると思います。ご指摘のように、しかし、そういう中でもクラスターが、発生をいたしました。これ原因を分析してみますと、やっぱりマスクを外して、活動していたというようなところがございます。改めて、基本的なマスクの着用、手洗い、それから、距離をとるだとか、換気に努めるだとか、そうした基本的な予防対策をさらに徹底していきたい。この夏休み中には、それぞれの学校は、タブレットなどを活用して、子供たちと繋がり、安否確認に努めているところでございます。家庭にもそのことを呼びかけている。そういう努力をしているところでございます。

以上です。

議 長 瀧野議員の本件に関する質疑はすでに3回になりましたが、会議規則第55条ただし書きの規定によって特に発言を許します。

(瀧野志議員を指名)

瀧野議員 そういうことでB A. 5感染力が強い。経済優先ということで、感染してくることについては、これ仕方ないところもあるかもわかりません。ですが、行政としたりしっかりとした取り組みをすべきだと私は思います。

またそれと、いろんな催し物が今、これからもおきてきます。夜市であったり、いろんな催しが。町として、その施設の問題、施設をオープンにするのか、閉鎖するのか。いろいろありましたが、道の駅はずっとそのまま営業されてきました。施設によってしたり、せなんだというようなことは、ちょっとおかしいなと思いますし、世界、国が経済対策に対して、やっぱり舵を切ったということに対して、町としては、オープンにしたり、閉鎖したりというようなことが起きておるとは思いますが、この点についてはどうなんですか。町としての姿勢をいたします。副町長さん。

議 長 (佐藤副町長を指名)

副 町 長 瀧野議員の質疑にお答えをいたします。

このコロナ感染症蔓延、いたしましても2年以上経っておるわけですが、その大きな波が現在7波目が来てるということで、それぞれの波のときに、町としては、その時取りうる対応を、町の本部会議で検討しながら対応して参りました。

今回の7波につきましても、いろいろと経済との両立、或いは住民の方の皆さんへの影響、長引く影響等を勘案しながら進めておるわけですが、施設の運営につきましてもは現在のところ、コロナ禍による閉鎖というところはどの施設も行ってございません。

ただ、大事なのは、いかに感染対策を徹底して、利用いただく方の協力終えて、感染、その中での施設の利用を行っていくところを町としては、今基本に考えております。そういったところで、夏休みにおきましても、施設を利用される方に対しては、或いは、町内で行事等をされる方に対しては、チェックリストのような感染対策を文書で提出いただいて、その内容を確認して、最大限取りうる感染対策を進めながら、現在のところは町の施設の利用も行っているという状況でございます。

議 長 (瀧野志議員を指名)

瀧野議員 わかりました。そのことについてはしっかりと対応していただきたいというふうに申し添えたいと思います。

それで、コロナ対策は十分やっておいでると思うんですが、まちづくり営業課の課長さんにお伺いします。

コロナによって町内大変経済的に疲弊しておると思うんですね。コロナ以前と、ほんで現在と、これからと。町として、どういう、どれぐらいの打撃を受けて、今後はそのことに対してどういうふうにするおつもりなんか、お聞きをしたいと思います。

議 長 (高木まちづくり営業課長を指名)

高木課長 瀧野議員の質疑にお答えいたします。

先般、先ほどからお話ありますように、コロナに影響してます町内の事業所の影響というのは、もうかなり出ているというのは、ずっとお話にあるところでございます。

まちづくり営業課としましては、事業継続給付金という形で、国、県の補助金にプラス乗れない方について、下支えするというところでここ2年間、事業を展開しております。

実績につきましては、3ヶ月を一期と考えまして1年間4期に分けて、2年以上やっているわけですが、1期で大体50件から60件という申請をさせていただいているというのが現状でございます。昨年から、また国の事業復活支援金というものがございましたので、昨年から年末からこの1月3月にかけては、この事業継続給付金というのはほとんど出てませんが、またこの4月から事業継続給付金の申請が出ております。地域の経済見てみますと、コロナ始まった辺り、時短営業あたりから考えますと、大分復活はしてはいますが、それでも7割程度の復活というふうな形で、全体的にはとらえておりますので、完全な復活までには少し時間がかかるというふうに考えております。先般の6月議会で、この事業継続給付金も、本来なら1月3月で終わるところでしたが、12月まで延期をさせていただいておるというところでございますし、さらに燃料高騰の関係もございます。これについては、今、事業者に対して、新たな補助を設けて今、周知をしておるところでございますので、そういったあらゆる面で支援を続けて参りたいというふうに考えております。

以上です。

議 長 (瀧野志議員を指名)

瀧野議員 簡単にお聞かせいただきたいと思いますが、ウィズコロナ、もうはっきり言って、こういったことがあって、今こそ、本来からいうと、町の流れを変えるときかなと。まちづくり営業課として、ベストな機会じゃと思うんですね。やっぱり何か新しいことを考えて、新しい方向に向いて引っ張っていかないと、町は大変なことになると思う。このことについて、何かありませんか。

議 長 (高木まちづくり営業課長を指名)

高木課長 瀧野議員の質疑にお答えいたします。

一般的ではあるんですけども、この機会にやはり民間の事業者の方、キャッシュレス決済みたいなものを、昨年入れたところあまり評判良くなくて実績は2件ほどしかございませんでしたが、今年も続けてやっておりますと、今年3件・4件申請上がってきております。DXの関係もございますし、コロナの関係もありますし、今、瀧野議員が言われた通り、新しく仕組みを構築するチャンスというふうにとらえることもできると思います。これに限らずですけども、そういったものにまた新たに取り組んで参りたいというふうに考えております。以上です。

議 長 よろしいですか。

その他、質疑ございますか。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 今回の補正予算の関係、林業関係の高性能機械の予算のようでございます。今回の高性能機械の導入効果、いわゆるその現場において、この機械を導入することによって、どういった効果が考えられるのか、或いは期待されるのか、その件についてお伺いをいたします。

議 長 (小野林業戦略課長を指名)

小野課長 岡部議員の質疑にお答えいたします。

今回導入に至りました高性能林業機械でございますが、油圧シャベルのアームの先端のバケットに木材を掴むことができる格納式のフォークと刃物を取り付けてございます。それによって掴み作業と材木の切断機能をあわせ持つ林業機械でございます。立ち木の伐倒作業と路網の開設、及びグラップル作業を1台で行うことができます。

今までは、路網開設する場合、チェーンソーマンが支障木を伐倒して、油圧シャベルで路網を掘削するという、2人役かかっておりましたが、この機械を使うことにより、オペレーター1人により支障木の伐倒と路網の開設が可能となりまして、作業の効率化が期待できます。以上でございます。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 今回の予算の財源の内訳が県補助費ということで、全体の3分の1、655万と、かなり高額になっております。県補助金があるわけですから、当然、町の補助金については、と考えると、町の補助金の歳入はみられてない。町の方での補助金については検討されていないのでしょうか。されない理由についても、説明をいただきたいと思います。

議 長 (小野林業戦略課長を指名)

小野課長 岡部議員の質疑にお答えいたします。

財源が県の補助金となってございますが、県も国からの補助金を受けて、金額、町へそのまま交付している、いわゆるトンネルの補助金でございます。国の補助制度上、県や町のつぎ足し補助という規定は今のところございませんので、つぎ足し補助はしてございません。

以上でございます。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 町の補助金については検討されないんですか。そのことについてもお答えいただきたいと思います。

議 長 (小野林業戦略課長を指名)

小野課長 岡部議員の質疑にお答えいたします。

現行の補助制度、補助事業の制度の対象となる事業者の条件でありますとか、今まで補助事業によって導入した実績、それから町の財政負担を総合的に考慮して、考えたいと、検討したいというふうに考えております。以上です。

議長 岡部議員の本件に関する質疑は、すでに3回になりましたが、会議規則第55条ただし書きの規定によって特に発言を許します。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 ぜひ検討をお願いしたいと思います。

それで先ほど一番最初に説明、答弁がございましたが、今回のいわゆる路網掘削、或いは伐倒、そういうものに使えるという、今までにない、重機かなというふうに考えております。

それでちょっとお尋ねするんですけども、このいわゆる今までにない機能を持ったこのパーツがですね、取り外しが可能と、或いは従来の重機、機種にもよりますけれども、着脱が可能な機種もあるんじゃないかなというふうに思います。例えば、そういう従来の重機に着脱可能ということであればですね、そのパーツの部分に対してだけ、そんなに2000万とかそういうものじゃないと思いますけども、そういうパーツに対しての町の補助というのは申請がもしあれば、助成される。そういうことは可能かどうか、或いは今後検討されるかどうか、その件についてお伺いします。

議長 (小野林業戦略課長)

小野課長 岡部議員の質疑にお答えいたします。

県の補助を受けられる林業事業者というのは、県が選定するということが決まっております。それ以外の林業事業者、もしくは自伐林家の方に対しては、町の単独事業の林業経営支援事業で、林業機械の導入の補助をいたしております。そちらの方は、そういった部分的な機会というのも、補償対象にしておりますので、そちらの方で申請して、補助をするという体制をとっております。

以上です。

議 長

よろしいですか。

その他、質疑ございませんか。

(森博議員を指名)

森 議 員

今の岡部議員の質疑に関連してですけれども、今回の補正にあたっては、町内の林業事業体1社に対する補助だと思うんですけども、そのほかにも、町の森林譲与税絡みの美しい森づくりですかね、基金とか、林業機械の補助もあると思うんですが、それを使っての補助と今回のような、県費を使った県の、国、県絡みの補助との住み分け、金額とかいろいろあるんだと思うんで、その辺もう一つ教えていただきたいのと、仮に、今回のような、同じような案件、他の業者が補助を上げたいといった場合、また、今年度中に追加で、同じようなことで補正でというふうな形でできるかどうか、可能かどうか、そのあたりも教えていただいたと思います。

議 長

(小野林業戦略課長を指名)

小野課長

森議員の質疑にお答えいたします。

最初の質疑でございますが、これも先ほど答弁いたしました、林業事業体の条件でございます。これに関しては、県の方で策定した要領に基づいて登録された林業事業体が、国・県の補助を受けるという制度になってございます。それ以外の、それに登録されてない林業事業体の方は、自伐林家も含めて、町単独事業の林業経営支援事業で、林業機械導入の補助事業で対応をいたしております。多少やはり町単の方は、補助率としては落ちますが、それでも、全然補助できない、しないというわけではございませんので、そういった町単で補助して、公平性を保つようにしてございます。

これから追加で補助というところではございますが、これにつきましてはやはり国の予算、県の予算が絡んで参りますので、その辺やはり、割り当てられ

た予算の中での補助ということになりますので、要望があれば、国県の方に上げて、国の方で予算取りをしていただくと、県の方で予算取りをしていただいて補助するという形になろうかと思えます。

以上です。

議 長 よろしいですか。

(森博議員を指名)

森 議 員 事業体自体の大きさといいますか、その補助に該当するかどうかと、その要件みたいなものもあるんだと思うんですが、今、町内で、それに該当するのが今回の一社のみということ。ほかにも、そういったやろうと思えば、該当する事業所もあるのかどうかというのと、仮に、その事業体自体の要件がかなう、小さな、比較的小さな事業所が、こういった大きな機械を入れるのは難しいとは思いますが、仮に、欲しいといった場合、その町単の方の補助を使ってできるのかどうなのか、その辺ちょっとお聞きしたいと思えます。

議 長 (小野林業戦略課長を指名)

小野課長 森議員の質疑にお答えいたします。

今回の県の方、国県の補助の対象となる林業事業体の規模でございますが、これは先ほど申しました県で認定している事業体、もしくはその県のこの補助事業で策定した要領に基づいて、登録された林業事業体でございます。ちょっと内容的には、どの事業体が登録されてるのかちょっとこちらではわかりかねますが、町内の林業事業体、何社かは、登録されているというふうにも伺っております。

それからこの、それ以外の小規模の林業事業体がこういった高性能林業機械を導入する時に町単の補助対象となるかというところでございますが、これ別に県と国の補助事業と町単の補助事業とを分けて対応をしているところがございますので、国・県の補助を受けることができる事業体は、国・県の補助で対

応していただいて、それ以外のところは、町単の補助で対応するというところ
でございます。

以上でございます。

議 長 よろしいですか。森議員の本件に関する質疑はすでに3回になりましたが、
会議規則第55条のただし書きの規定によって、特に発言を許します。

(森議員を指名)

森 議 員 先ほど、説明していただいたその町単の経営支援の方、今、今年度、どう申
請があって、どれぐらい対象があったのか、実績ですね、それに対してのまだ
予算枠があるのか、ちょっと教えていただきたいのと、もちろん町も経営大変
なので、十分その辺、申請のあった林業事業体の経営規模とか精査されて、県
のこういった事業が、国・県の事業が、利用できるようであれば、そちらの方
に、いうことでされてると思うんですが、国・県のこういった事業を今後も十
分活用されることを期待しております。

議 長 答弁はよろしいですか。

森 議 員 町単の方の実績、今、分かれば教えていただきたいんですが、林業機械の購
入にあたっての。

(小野林業戦略課長を指名)

小野課長 森議員の質疑にお答えいたします。

ちょっと詳細は、ちょっと資料を手持ちがないのでお答えできませんが、当
初予算3000万、予算計上しております、もう予算を消化しております。

また町内からの自伐林家また林業事業体から要望がございますので、その要
望を取りまとめて、また、補正予算で対応したいというふうに考えております。

以上でございます。

議 長 よろしいですか。
他ございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑を終わります。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
議案第53号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従って議案第53号「令和4年度久万高原町一般会計補正予算（第3号）」
は原案のとおり可決しました。

議 長 日程第8、議案第54号「動産の取得について」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

(辻本環境整備課長を指名)

議 長 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。

質疑される方ございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方ございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
議案第54号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従って議案第54号「動産の取得について」は原案のとおり可決しました。

議 長 議案第55号「動産の取得について」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

(大野消防本部消防長を指名)

議 長 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方ございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
これより、討論を行います。
討論される方ございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
議案第55号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
従って、議案第55号「動産の取得について」は原案のとおり可決しました。

議長 議案第56号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

(辻本環境整備課長を指名)

議長 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います
質疑される方ございませんか。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 先般の事前の説明において、この千本浄水場における浄水システムの変更に

つきまして、今、町が進めております膜ろ過システムと急速ろ過システム、こういった比較検討の経緯について、課長にお尋ねをいたしました。課長の方からは、区域内の給水戸数の関係で膜ろ過対応が難しかったと述べられましたけれども、このご認識については、少しばかり疑問が生じます。

改めて、急速ろ過システムに至った経緯、根拠をお示しいただきたいと思えます。

議 長 (辻本環境整備課長を指名)

辻本課長 岡部議員の質疑にお答えをいたします。

先般、説明不足があった点についてはお断りをしたいと思います。

申し訳ございませんでした。

質疑ですけれども、急速ろ過機に選定した理由でございますが、それぞれ膜ろ過方式など、いろんな施設、装置がございますが、それぞれを比較検討しまして、経済面ですぐれた急速ろ過機を採用することにしたということでございます。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 経済面というひとくくりの説明をされましたけれども、担当の説明としては、もう少し踏み込んだ、わかりやすい説明が欲しいもんだと思います。

この急速ろ過は、定期的に洗浄するという、そういうふうな機能を持ち合わせておりますけれども、この洗浄過程、どういう洗浄量があるのか、或いはその洗浄工程で発生した洗浄水はどのようになるのか。また、このフロー図を見せていただきますと、排泥地というものが存在しておりませんけれども、排泥地なしで、どちらに放流されるのか、その辺についてもご説明をお願いをいたします。

議 長 (辻本環境整備課長を指名)

辻本課長

岡部議員の質疑にお答えをいたします。

洗浄につきましては、1日1回洗浄することを予定しておりまして、その洗浄水につきましては、水路に放流をすることとなっております。排泥地につきましては、現在、急速ろ過機の導入に当たりまして、薬品の注入量等を検討しましたが、水量が湧水で水質が安定していることから、薬品の注入量に大きな変化がないこともございまして、排泥地の設置は必要ないと判断しておりますが、今後、水質の変化などによりまして、薬品の注入量が増加する場合は、その状況に応じて排泥地の必要性を検討することとしたいと考えております。

議 長

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員

他の先進事例を参考にするのも、大いに結構でございますけれども、ご存知のように千本浄水場については、もともとが湧水でございます。そういったことで、湧水として水質の変化がないということを想定して、作ったものでございます。その中で、やはりこういった想定を今後するかということについてもですね、やはり当初想定しておいた意外の水質の不安定さが今回出たと。クリプトスポリジウムというものが出たということについての原因究明をですね、今後も引き続きやっぱり検証していかなければいけないと思いますし、現状は、この方法で問題ないにしてもですね、やはり将来のことを考えたときに、やはり不安定さというものが、やっぱりパーセンテージは低いかもしれませんが、安心して供給する水道水としての使命をですね、ぜひ忘れないようにしてですね、今後も検証を怠らないようにしていただきたいと思います。

以上でございます。

議 長

(辻本環境整備課長を指名)

辻本課長

岡部委員の質疑にお答えをいたします。

今後も定期的な点検等も行いまして、異常がありました場合には、その都度、検討をして参りたいと思います。

議長 よろしいですか。
その他ございませんか。

(なしの声)

議長 質疑を終わります。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決いたします。
お諮りします。
議案第56号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
従って議案第56号「工事請負契約の締結について」は原案のとおり可決しました。

議長 日程第11、議案第57号「工事請負契約の締結について」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

(猪上建設課長を指名)

議長 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方ございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方ございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
議案第57号は原案の通とおりに決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従って、議案第57号「工事請負契約の締結について」は、原案のとおり可決しました。

議 長 日程第10、報告第16号「公益社団法人久万高原農業公社の経営状況報告書について」を議題といたします。
提出者の報告を求めます。

(菅農業戦略課長を指名)

議 長 提出者の報告が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方ございませんか。

(瀧野志議員を指名)

瀧野議員

報告については疑義、異議はありません。

農業開発公社、公社の役割として、農地の保全、また新規就農者の保証、また受託事業者の育成、このような役割があると思いますが、特に、農地が荒廃しておるといふふうに、各地で聞いております。農業公社として、今言った3点について、しっかりと役割が果たしているかどうか。お聞かせを願ったらと思います。

議長

(菅農業戦略課長を指名)

菅課長

瀧野議員の質疑にお答えします。

農業公社の役割としましては、担い手の育成、また農地受委託、農地の荒廃防止等あります。農地の荒廃防止につきましては、それぞれ情報を仕入れながら、稲作受託者協議会等、また地域の担い手の方に受委託をしながら、農地の荒廃を防いでいるところでございます。また農地の荒廃につきまして景観作物、また果樹等の植え付けも効果があると思われまますので、そちらの方も今後検討していけたらと思っております。

また担い手の育成、今現在トマト農家だけではあるんですが、年間大体平均して3名程度、今トマト部会が80名いらっしゃいますが、その3割程度が農業公園の研修生で補っているというか、農業公園の研修生が3割程度を就農していただいて、トマト部会を支えていただけるような形となっております。

今後も、地域農業、トマトだけではないんですが、あとお米・ピーマン等につきましても、今後また地域、どうやって守っていければいいのか、いろいろな方面で意見をお伺いしながら考えていければと思っております。

以上でございます。

議長

(瀧野志議員を指名)

瀧野議員

あれですね、受託事業者の育成あたりも随分されておるんだろうと思うんで

すが、以前と比べて、耕作放棄地がかなり増えてきておると思うんですね。これが、耕作放棄地が以前と比べて何%ぐらい増えてきたのか、この数だけ報告をいただいたらと思います。

議 長 (菅農業戦略課長を指名)

菅 課 長 瀧野議員の質疑にお答えします。

耕作放棄地につきましてですが、面積的には平成4年との比較となりますが、田んぼにおきましては5ヘクタールほどの増加となっております。

畑につきましては、ほとんど動きがないというふうな状態となっております。パーセントにしましては田んぼにつきましては4.6%の耕作放棄地の増加というふうに把握をしております。

以上でございます。

議 長 他、質疑ございませんか。

(大原貴明議員を指名)

大原議員 2項目ございますが、まずちょっと1項目目お伺いいたします。

ただいま瀧野議員からも耕作放棄地の話があったと思うんですけども、田んぼだけが4.6%、平成4年から。非常に少ないのかなと思うんですけど、実際町を見てみるとそうでもないような気がします。耕作放棄地、これから先も増えることが予想されるんで、これは町の大きな課題だと思うんですけども、そのような中で、令和3年度事業報告、それから令和4年の事業計画の中にもありますが、農地利用集積円滑化事業、これが、これから先、重要な事業になるのかなと思われましてけれども、現在これ、8.52ヘクタールの書いておりますけれども、全町的にやられているのか、それとも、農業公社が存在している川瀬地区だけでやっているのかお伺いいたします。

議 長 (菅農業戦略課長を指名)

菅 課 長 大原議員の質疑にお答えします。

農地中間管理事業、ただいま機構の方と受委託の斡旋、契約をしながら耕作放棄地が増えないような計画をしております。ただ、これにつきましては受託される側、委託される側の申し出があって契約して、初めて成り立つわけですので、町内全域ではございますが、今後も情報収集しながら、耕作放棄地の減少、また増加がないような形を取れるよう考えていければと思っております。

以上でございます。

議 長 (大原貴明議員を指名)

大原議員 令和3年度事業報告、それから令和4年度事業計画では、両方とも8.52ヘクタールとなっております。これ全く面積的に変化がないんですけれども、過去から今年の計画まで同じ面積の同じ農地のみで実施をしている事業というふうに理解してよろしいんですか。

議 長 (菅農業戦略課長を指名)

菅 課 長 大原議員の質疑にお答えします。

以前は農地の受委託につきましては、農業公社の方で事務局窓口を持っておりました。これにつきましては、令和2年度で一応団体をもつての受委託が停止するか、今後しないということになります。で、今現在この農地の住宅につきましては、農業公社の研修生が使っている部分につきましては、以前契約した分についての引き続きの面積となっております。

以上でございます。

議 長 よろしいですか。

(大原貴明議員を指名)

大原議員 ちよつととお伺いします。これは、今現在は農業研修生だけに、耕作放棄地を貸しているというような答弁に聞こえるんですが、その理解でよろしいんですか。

議 長 (菅農業戦略課長を指名)

菅 課 長 大原議員の質疑にお答えします。

こちらにあります8.52ヘクタールにつきましては、農業公園の研修生が主となっておりますが、今現在、農地中間管理機構が動いておりますので、それ以外の受委託につきましては、ただいまちょっと数字は把握はしてないんですが、受委託の方につきましても随時実施をしているところでございます。

議 長 大原議員の本件に関する質疑はすでに3回になりましたが、会議規則第55条ただし書きの規定によって特に発言を許します。

大原貴明議員を指名)

大原議員 この質問を最後にしますけれども、進まないというのは先ほど受けたいという方と貸したいという方の、需要の供給が合わないというふうな認識をされておりましたけれども、そこさえ解決すれば、この耕作放棄地、借りたいという人がたくさん増えれば、町というか農業公社、その辺はしっかりと個々のやりとりができる、そういう事業になっているんですか。そういうふうに町は進めていくようにするつもりなんですか、お伺いいたします。

議 長 (菅農業戦略課長を指名)

菅 課 長 大原議員の質疑にお答えします。

現在、耕作放棄地、耕作が高齢化等でできなくなった農地、非常に多いと把握しております。この分につきましては、農地中間管理機構も介しながら、農

地の貸し手、借り手の思惑が一致すれば、随時、そういうふうな形で、農地の耕作ができるような形の体制をとるように、町としても考えております。

以上です。

議 長 (大原貴明議員を指名)

大原議員 1項目目終わります。

2項目目ですけれども、14ページのこれも令和4年度の事業計画の中の一
番なんですけれども、(1)番で冬季無加温ハウスでの野菜の施策というふう
な形を書かれておると思うんですけども、冬期の野菜がない、売るものがない
というのは、うちの町にとっては、何十年も前から言われていたことなんです
けれども、あえてこれ令和3年度にない言葉がここへ入ってきております。冬
季無加温ハウスでの、これ、何か目処があるんでしょうか。

議 長 (菅農業戦略課長を指名)

菅 課 長 大原議員の質疑にお答えします。

冬季無加温ハウスですが、この分については、特に今現在、新しい取り組み
等は考えてはないんですが、なかなか冬場において久万高原町、作物が作るの
は、ハウス内の温度を上げるいうふうな形をとらなくてはなりません。で、今
後どういった方向でできるかいうのも検討課題ではあるんですが、今現在は、
なかなか冬季の作物というふうな形のものが開発できてないのが現状ござい
ます。

以上でございます。

議 長 (大原貴明議員を指名)

大原議員 これは農業公社の事業を報告というか、報告ではございますけれども、ここ
まで町が絡んでいる農業公社です。町の農業の行く末がしっかりと、これは舵
取りが一つされるような事業じゃないかと思うんですけども、ここへ書いた

んであれば、しっかりやる気を持って計画で今後進めていかないと、絵にかいた餅の計画ばかりしては、冬季の作物がないというのは何十年も言われてることです。しっかりとここは農業公社、町として農業戦略課対応すべきだと思いますけど、いかがですか。

議 長 (菅農業戦略課長を指名)

菅 課 長 大原議員の質疑にお答えします。

確かに秋口まで野菜等かなりできて出荷もできている状態であります。冬場につきましては、かなり温度も下がりますし、積雪もあります。この場合、ハウス内での栽培いうふうな形となりますと、今現在、燃料の高騰なんかもありますが、言われますように、何年も前からの懸案事項ともなっております。またこの分についても、いろんな方面のご意見をお伺いしながら、ここの資料にも書かせていただいておりますので、また対応できる部分につきましては、今後検討もしていかななくてはいけないのかなと思っております。

以上でございます。

議 長 よろしいですか。
他、質疑ございませんか。

(瀧野志議員を指名)

瀧野議員 先ほど、課長からは田が5ヘクタール。畑がゼロというような答弁ありましたが、今、それこそ畑の管理に皆さん大変困つと思うんですね。多くがシルバーにお願いしようかなど。先ほど、保健福祉課長に答弁してもらってないので、このことについてはですね、実際に注文があった畑の草刈が、できよるかできないか、大体シルバーとしてどれぐらいの耕作地を草刈をしよるのか、金額に直したら幾らぐらいなのか。それをちょっと教えていただいたというふうに思います。

議 長 どなたが答えるんですか。

瀧野議員 後でええわい。

議 長 それでは、後程ご報告をお願いいたします。
他ございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑を終わります。
以上で、報告第16号「公益社団法人久万高原農業公社の経営状況報告について」を終わります。

議 長 日程第13、報告第17号「株式会社いぶきの経営状況報告書について」を
議題といたします。
提出者の報告を求めます。

(小野林業戦略課長を指名)

議 長 提出者の報告が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
以上で報告第17号「株式会社いぶきの経営状況報告書について」を終わります。

議 長 日程第14「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題といたし

ます。

お諮りします。

議会運営委員長から、久万高原町議会会議規則第75条の規定により、別紙のとおり、本会議の会期日程と、議会運営に関する事項について閉会中の継続調査の申し出がありましたので、了承したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

従って「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」は承認することに決定いたしました。お諮りいたします。

以上で本臨時会に付議された案件はすべて終了いたしました。

従って、これで閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

従って、本臨時会はこれで閉会することに決定いたしました。これで本日の会議を閉じます。町長の挨拶を求めます。

(河野町長を指名)

町長 お礼を申し上げたいと思います。臨時議会、大変お世話になりました。ありがとうございました。

上程をいたしました議案、それぞれ適切な判断をいただきまして、心からお礼を申し上げたいと思っております。

先ほど申し上げましたように、暑い盛りが続きます。またコロナも十分に十分すぎるほどの対策をしっかりと立てて、対応していかなければならない時期でもございます。今後とも、議員の皆様方のご協力を賜りますように、また暑

い盛りになります、議員の皆様方におかれましては、体調管理、十分にご注意をいただきますようお願い申し上げまして、お祈り申し上げまして、お礼のごあいさつに代えさせていただきますと思います。

大変お世話になりました。

ありがとうございました。

議長 閉会の方にご挨拶を申し上げます。

今日は休憩なしで進めさせていただきました。ご協力ありがとうございました。

まだまだ暑い日が続いております。コロナ収束も見えておりません。それぞれご自愛いただきまして、それぞれの場でご活躍をいただければというふうに思います。

今日のご苦労さんでございました。

議長 以上で、令和4年第4回久万高原町議会臨時会を閉会します。

事務局 (終 礼)

会議の経過を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署名議員

署名議員